

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書

特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書			連 結 事 業 年 度	： 。	法人名	()			
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十の二(三)付表「11」の合計)	1	円	当 期 連 結 所 得 個 別 基 準 額 の 計 算	連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 翌 期 繰 越 額 (7) - (8)	9	円			
個別所得金額仮計基準額 (別表四の二付表「48の①」-「35の①」)	2						調 整 個 別 所 得 金 額 (2) - (3) - (4) - (5) - (6) - (9) (マイナスの場合は0)	10	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	3						調 整 所 得 金 額 仮 計 基 準 額 (別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」+「52の①」-「35の①」)	11	
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	4						翌 期 繰 越 連 結 欠 損 金 額 (別表七の二「1の計」-「3の計」)	12	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)	5						調 整 連 結 所 得 金 額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13	
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	6						連 結 親 法 人 及 び そ の 各 連 結 子 法 人 の 調 整 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額	14	
控除未済連結欠損金個別帰属額の (別表七の二付表一「9の計」)	7						調 整 個 別 所 得 金 額 限 度 額 $(13) \times \frac{(10)}{(14)}$	15	
連結欠損金当期控除額の個別帰属額 (別表七の二付表一「19の計」)	8						当 期 連 結 所 得 個 別 基 準 額 (10)と(15)のうち少ない金額 (125億円を超える場合は125億円)	16	
			当 期 特 別 勘 定 繰 入 額 の うち 損 金 算 入 額 (1)と(16)のうち少ない金額)	17					
当 期 益 金 算 入 額 の 計 算									
特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額 (別表十の二(三)付表「13」の合計)	18	円	当 期 益 金 算 入 額	(18) + (19)	20	円			
同上以外の場合の益金算入額 (別表十の二(三)付表「14」の合計)	19								

別表十の二(三) 令三・四・一以後終了連結事業年度分